

## 令和7年度第2回 電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

### 1 開催日時、場所

日時 令和7年10月3日（金）午後4時14分～午後5時34分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）（徳島市徳島町城内6-6）

### 2 出席委員

（公益委員）稻倉委員 竹原委員 段野委員

（労側委員）木戸委員 矢藤委員 横井委員

（使側委員）久米委員 鴻池委員 五島委員

### 3 主要議題

（1）金額改正審議

（2）その他

### 4 議事

○事務局（賃金室長）

開始時刻が遅れてしまって申し訳ありません。それでは、始めさせていただきたいと思います。稻倉部会長、進行をよろしくお願ひいたします。

○稻倉部会長

それでは、ただいまより本年度第2回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は、委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2である6名以上、または各側委員の3分の1である各1名以上の出席で成立することとなっています。本日は9名全員の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることを報告いたします。

また、最低賃金法第25条第5項に基づき、特定最低賃金の改正決定に係る意見を関係労使に求める公示を行いましたが、意見の提出はございませんでした。

以上でございます。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

それでは、最初に本日の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

お手元に配付させていただいている資料をご覧ください。

資料1から4、こちらにつきましては、前回の合同専門部会と同様の資料となりますので、予め申し上げておきます。

1ページの資料1ですが、こちらが特賃専門部会委員の名簿となっており、右側が、本日お集まりいただいております電気機械の委員の名簿となっています。

続きまして、第2ページ、資料2ですが、こちらは8月21日の第4回本審で局長から審

議会会長宛てに諮問した電気機械の金額改正諮問の諮問文写しとなります。

3ページ目の資料3、こちらは答申日別の最短の効力発生日を把握する表となっております。

赤枠をつけているところですが、例年12月21日を特賃の発効日としているところから、今年度も12月21日発効を目指すのであれば、10月23日までの答申が必要ということで、赤枠をつけさせていただいているものです。

続きまして、4ページの資料4ですが、本年度の審議日程となっています。

前回の合同専門部会の際に決めていただきました専門部会の日程についても、こちらに入れさせていただいております。

続きまして、5ページの資料5、こちらが特賃電気機械の金額の推移となっています。

一番上の表、こちらが特賃の電気機械の決定金額の推移を並べています。それで、対比を行うために、その下、地域別最賃の推移も並べていて、その下に比較としまして特賃電気機械と地域別最賃との比較、金額差を入れさせていただいている。その下のグラフですが、特定最低賃金の電気機械の推移を表しており、棒グラフが金額推移を表しております。また折れ線グラフですが、赤色の折れ線グラフが未満率、それで薄緑色の折れ線グラフが影響率を表しています。

それで、その下のグラフですが、こちらが特賃の電気機械と地域別最賃の推移の変化を棒グラフで表しています。オレンジ色の棒グラフが地賃の金額、青色の棒グラフが特賃電気機械の金額となっています。また、同じように折れ線グラフも入れさせていただいているが、薄い緑色の折れ線グラフが地賃の引上げ率で、紫色の折れ線グラフが、特賃の引上げ率を表しています。

こちらを見ていただきますと、昨今の地賃の引上げが大きくなっていることから、上の比較というところを見ていただきますと改正後の金額差、こちらのほうを見ていただくと、特賃と地賃の金額の差が平成24年度におきましては112円あったものが、令和6年度には58円にまで縮まっているという状況でございます。また今年度の地賃が1,046円に改正されることとなっていることから電気機械の引上げ額が8円以下の場合は地賃を上回ることができなくなる、いわゆる埋没するというようなおそれもあるといった状況でございます。

続きまして、6ページ、資料6ですけれども、こちらが四国各県の特定最賃の推移となっています。

電気機械は、下の表となっています。現在、実際に電気機械の特定最賃が四国の中で動いているのは、徳島、香川、愛媛の3県となっています。高知におきましては、令和3年度以降、地賃が上回ってしまうという埋没状態が続いている、現在では実際には動いていないという状況になっています。

続きまして、7ページの資料7ですが、こちらは、今年度実施しました最低賃金基礎調査結果のうちの調査対象業種が電気機械の調査結果を並べています。

こちらの資料の調査対象としましては、労働者数が99人以下の規模の事業所となっています。

7ページの下のほうを見ていただきまして、全体と書いてある欄のところを見ていただきますと、6月の調査時点での現行の特定最低賃金電機の金額である1,038円を下回っている労働者の割合を示す未満率、こちらが13.34%となっています。また、電気機械の事業所で従事している方の月平均の賃金額としましては、240,505円です。それを1時間当たりに換算しますと、1,474円となります。

続きまして9ページを見ていただきますと、9ページの上の2の(1)のところに、未

満率の推移を表しています。その下の棒グラフ、折れ線グラフが、賃金分布と影響率を表しています。

続きまして、次の10ページ（3）の影響率の表は、現行の最低賃金額から引上げが行われた場合の影響率を表したもので、1円刻みで表しています。表の見方ですが、影響率は、引上げ後の賃金額の1円少ない欄の影響率を採用します。ですから、例えば、現行の1,038円に今年度の地賃目安額63円を足した場合、1,101円になりますが、その場合、影響率は11ページの1,100円のところを見ますので、33.87%ということになります。簡単に考えますと、賃金額が1,101円の方は特賃の改定が行われたとしても賃金の引上げを行う必要がないですが、1,100円以下の方は改定後、少なくとも1円以上の賃金引上げを行うという影響が生じるからというものです。

ちなみに今年の県最賃が66円引上げられたため、特賃も66円引上げた場合の影響率は、同じく33.87%となります。

続きまして、14、15ページは、規模別と年齢別の賃金分布状況の表になります。ここでは各賃金の欄の人数は累計で表示されています。

16、17ページは男女別の年齢別となっています。

また、18ページは、調査結果から確認された現行最賃額に満たない低賃金労働者の一覧表になっています。

続きまして、19ページの資料8以降は、経済指標の資料となります。

これは、「内閣府発表の月例経済報告」、「日銀徳島事務所発表の徳島県金融経済概況」、「徳島経済研究所発表の徳島経済レポート」の基調判断を切り取って各月分をまとめたものです。ざっくり言いますと、月例経済報告が日本全体、徳島金融経済概況と徳島経済レポートが徳島県内の経済概況をまとめたものとお考え下さい。また、20ページから43ページの資料9から資料11までにはそれぞれの月例経済報告、徳島県金融経済概況、徳島経済レポートを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして44ページの資料12は、8月27日発表の職業安定業務統計速報ですが徳島県の有効求人倍率は1.18倍であり、全国の1.22倍、四国全体の1.33倍を下回っている状況にあります。45ページの項目6「県内の雇用失業情勢」において、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」と判断されています。

続きまして、51ページの資料13は徳島県内の倒産件数・負債総額の推移を掲載しています。帝国データバンクの資料で平成30年1月から今年の8月までの各月のデータです。また、52ページは、四国各県の倒産件数・負債総額を年単位でまとめたものです。こちらを確認していくと、コロナ禍の時期は減少傾向にあったものの、昨今は全体的に増加傾向にある模様です。

続きまして、53ページの資料14は春季の賃上げ回答妥結状況となっています。

最後の54ページの資料15は、今年度決定された地域別最低賃金の全国一覧です。徳島県の部分は水色のマーキングをしています。

事務局からの資料説明は以上でございます。このほか、委員提出資料がございますので、また後ほどご説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、質問などがあればお願いいたします。

○ [ ] 委員（使側）

すみません。特賃電気機械の金額なんですが徳島は何位ぐらいに位置しているんですか。

○事務局（賃金室長）

すみません、徳島が全国的に何位というところは確認できていませんので、次回までに資料を用意させていただきます。

○ [ ] 委員（使側）

去年の実績について、また次回に教えてください。

○事務局（賃金室長）

すみません、またご報告させていただきます。

○稻倉部会長

ほかに何かありませんか。

[委員から「なし」の声]

○稻倉部会長

それでは、本日は本年度の金額改正について、労使より基本的な考え方などを伺いたいと思います。

なお、本専門部会は、第3回目を10月16日本曜日、予備日として10月22日水曜日、10月23日本曜日を予定しています。第3回の専門部会における結審に向けて、大筋での合意形成ができるように、目指していきたいと考えております。各委員の皆様方、ご協力をよろしくお願ひいたします。

労側、使側、どちらからでも結構ですので、見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、労側からお願ひいたします。

○ [ ] 委員（労側）

労働側を代表しまして、[ ] より意見を述べさせていただきます。

このたび、特定最賃の専門部会において、電機連合の東四国地方協議会の副議長、徳島地域協議会の議長である中川真様より承認を得まして、意見書を作成しております。

2025年度徳島県電機産業の金額改正・確定審議に関する労働者の意見を述べさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

1ページ目の項目1なんですが、ここは特定最低賃金の意義について明記しています。主に公正な賃金決定、労使交渉の補完、産業の健全な競争環境の確保という重要な役割を担っているということが記載されており、政府は2020年代において全国平均1,500円達成に向けた集中的な取組を掲げております。

少し戻るんですけども、私たちが所属する上部団体である電機連合ですが、企業内のミニマム基準を底上げするということで、2024年度闘争では産業別最低賃金を高卒初任給の水準へ準拠させていくという方針を掲げています。

項目2に移り、徳島県の状況において、電機産業の位置づけについて意見を述べさせていただきます。まず、特定最低賃金というのは、地域別最低賃金とは異なり、相対的に高い水準の確保が不可欠です。産業の基幹的労働者に対する水準であり、地域別最低賃金が2026年1月より66円引き上げられ、私たち電機産業は重要な役割を担っているのですが、埋もれている状況になってしまいます。

2ページ目をご覧ください。徳島県の製造業において、この数字は従業員数から付加価値額まで書いてあります。掲載県なんですかけれども、兵庫県と徳島と香川、愛媛について比較をさせていただいております。数字だけを見ますと、兵庫県が突出しているのですが、県においての割合を下の緑の色がついているところ、下のほうに割合が掲載されています。これは、電機産業が占める割合を表しているのですが従業員数が30.6%、製造品出荷額が31.58%、生産額32.2%、付加価値額20.47%と、それぞれの順位においても上位に位置していることがうかがえます。最低賃金というのは、今の位置づけなんですが、最低賃金の上昇ということを労務費転嫁の根拠として位置づけ、賃上げ原資の確保に向けた取引環境の整備というのが進んでおり、電機産業の勉強会等でも、その点について非常に多くの声が、意見として上がっているということを聞いております。

2ページ目と3ページ目が前後するのですが、2ページ目のグラフは、産業別の時間当たりの国内総生産、つまり生産性を示しております。電機産業の生産性は、全産業や製造業の平均を大きく上回っており、全産業よりも40%近く上回っております。

3ページ目、雇用者報酬額における賃金水準のグラフなんですが、電機産業の賃金は、生産性は全産業や製造業の平均を大きく上回っており、成長を続けているのですが、賃金に関しては、その高い生産性に見合った水準に達しているとはいえない。全産業と比較すると、20%程度上回っていることになっています。

項目6は各県の金額を提示させていただいているのですが、今の電機産業の最低賃金は徳島県が1,038円です。兵庫県と比較すると低く、四国4県の中では高い水準にあるのですが、徳島県内の産業別最賃の一般機械の1,070円と比較すると37円もの格差が生じているところです。徳島経済を牽引する電機産業の賃金が、ほかの産業や近隣県より劣っているという状況は、優秀な人材の確保、定着の観点からも決して看過できないといえます。

電機連合の2025年闘争結果に基づき、産業別最低賃金を高卒初任給水準に準拠して引上げ、月額20万円を到達目標として設定しております。格差の縮小及び賃金の適正水準の確保に努め、具体的な水準の考え方は以下として、特定最低賃金の意義、役割を踏まえ、全会一致による決定を目指し、関係機関との連携を切に願い、労働側の意見を終えたいと思います。

簡単ではあるんですけど、下の項目を説明させていただきます。

- 1、同一価値労働、同一賃金を基本に、企業内最低賃金協定を意識した水準を目指す。
- 2、日本の基幹産業である金属産業の労働価値にふさわしい水準を目指す。
- 3、地域別最低賃金に対する水準差の維持、拡大を目指す。

先ほど申し上げました、20万円以上となった場合の時間当たりの換算額というのが1,293円です。今の電機産業の特定最低賃金が1,038円なので、255円の差となっています。

しかし、労働側からの本年度の賃金の改正額の要求額としましては、一気に255円の差を埋めるというのは考えておりません。ただ、政府が掲げておる2020年代に1,500円という金額もあります。電機連合の方針に基づいて算出した結果、117円の引上げを要求したいと思います。

以上、労働側の意見となります。よろしくお願ひします。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

電機産業の位置づけ、あるいは数字の算出の根拠まで、丁寧にありがとうございます。  
では、使側の代表の方の説明をお願いいたします。

○[ ]委員（使側）

今年もひとつよろしくお願ひいたします。

一般論から言わせてもらうと、我々と相当な温度差がありますが、使用者側としても物価の上昇等も踏まえて、じっくりと議論を重ねていけたらなと思っております。

それで、労働者が相対的に高い水準の最低賃金を確保したいというのは、これはどこの産業も同じなんですよ。電機だけないんです。サービス業においても、高い賃金を確保して、高い能力の人を望んでいますので、だから電機だけではないということはご理解ください。

それと、中央の団体や東四国協議会副議長さんの話と我々地方の徳島では事情が変わってきてますので温度差があつて当たり前とは思います。景気の景況感とか、皆さんそれぞれ違うと思いますので、そこらも踏まえて交渉に当たってほしいなと思っております。

○[ ]委員（使側）

ありがとうございました。

資料を今見させていただいて、初回は255円引上げの審議から開始するのかなと、どきどきしながら聞いておりましたけれども、そうじゃなくてよかったです。昨年と同様に例年ご報告させてもらっていることから、使側の意見をお伝えさせてもらいます。

まずは、我々の業界を取り巻く外部環境というところからです。ここにいる使側委員の3人、それぞれメインの取引をしている業界が多少違いますので、少々の差はあると思いますが、例えば自動車業界においては、ここ2年ほどは設備投資等も含めて正直いって低迷期に入っていました。それで、ようやく上向きの兆しが見え始めているかなということを我々も肌感覚で感じております。今年の春先ぐらいに、業界の関係者、お客様を含めまして、いろいろな話を聞いている中で、関税の問題等、様々な外部要因がある中では、積極的な投資も少々難しい、ただそれらの問題が落ち着いた後は、また設備投資が活発になっていくだろうというところで、大体年末から年明けぐらいからは目に見えて設備投資の動きというのが、業界各社から活発になるんじゃないかというふうな話は聞いておりました。現状その年末とか年明けというのが数か月先というところに近づいてきた現在、今申し上げた話のようになりつつあるかなというふうに感じております。仕事に関する引き合いも増えてきておりますし、実際に年明けからの物件でも決まってきたものもありますし、そういったところでは、自動車業界に関しては今のところ少し明るい材料がみえ始めてきたかなというところです。

それで、電気機械関係というところでいえば、電池や半導体というところが主要な産業として、おそらく中小、零細を含めまして県内企業もそちらに関わっている企業が多数いるかなというふうに思っておりますが、これも皆様も報道等でお聞きになっているかもしれません、電池の業界というのは、これから需要というところを見越した設備投資計画となっているところで、確かに数年前は非常に活発なところがありました。ただ、バッテリーを代表とする電気自動車を導入する時期について現在の世界の状況について目を移してみると、内燃機関を使った車両というのは、2030年以降、2040年以降は販売させないといった各国の市場というのは、いま少し後退しているところです。バッテリー、E

V、電気自動車の需要、販売というのは停滞しています。これは、中国のBYD等のメーカーの販売状況等でも顕著に出ていると思います。そういったこともありまして、電池関係の設備投資のほうは、後退とは言いませんけれども、足踏み状態というのが一般的なこの業界の共通認識かなというふうに思います。

それで、もう一方の半導体関係についてですが、コロナ禍の中で需要が逼迫して、半導体が足りないということで、電化製品等の製造工程に遅延が生じるというような状況があり、一時的には設備投資等が行われ、改善されました。しかしながら現在の半導体業界というのは販売が低迷している状態です。正直言って伸びというよりは下降傾向というのが正しく、バッテリーよりも厳しいところかなというふうに感じております。

そのように、産業ごとに、もちろん景況感というのは違うところはあるものの、正直言って、まだ先行き不安という状況でございます。取引先からの発注状況であったり、今後の見込みというのは、一時期よりは、ましにはなってきているものの、停滞感は拭えませんので、そのあたりは注視をしなければいけないというのが電気機械業界の状況であると思っています。

それと、賃上げ額というとこですが、まず地賃の引上げが目安額である63円に対して66円で結審したということが既に事実としてあります。それで、先ほど資料説明の中でもあったように、万が一というか、もし大きな賃上げ額というのが実現しなかった場合、地賃に埋もれる状況というのもありますし、またこれは先ほどの労側の主張にもあったように人材自体を確保したいですし、中でも勿論、優秀な人材を確保したいという思いは我々使側も同じ気持ちであります。労側としても働く仲間、心意気のある仲間とも働きたいという気持ちは勿論同じだと思いますので、そういった点では歩調を合わせていきたいとは思うものの、117円というのはなかなか厳しいというのが正直なところです。

○ [ ] 委員（使側）

[ ] です。よろしくお願いします。

先ほど、使側で本音ベースでの打合せをしました。それで、正直言うと三者三様で意見が割れているというのが正直なところです。それで、代表として来ているので、皆さんもそうだとは思いますが、安いな発言はできないなと思っています。やはりお話し合いいたように、しっかり意見をまず聞くということも大事かなというところが正直あります。それで、そしたら回答的には何もしないのかということになるんですけど、三者で話し合って、金額は決めました。

○ [ ] 委員（使側）

中央の目安額、また地賃の状況、労側からの資料やご意見はお聞きをしました。それを踏まえて使側からの金額をお伝えさせていただくと、プラス50円というところから議論を進めさせていただければと思います。

やはり、まだ先行き不安感が強いというところがあり、もっと状況が改善していれば、先行きの明るい材料というのがあれば良かったのですが、今は正直言ってそれが乏しい状況であるというところが一番で、大幅な賃上げを踏みとどまらせている要因としては一番大きいところになります。それと価格転嫁が思うように進んでいかないことも問題です。弊社においてもお客様に対して賃金上昇、物価上昇ということを説明して価格の改定というのをお願いしたり、様々な議論をして認められるものもありますが、なかなか納得してもらえないケースがあるというのが現状です。

また、地元の同業の企業で、基盤の実証なんかをやっている、電子デバイス業界の経営

者の方からのお話なんんですけど、発注者と交渉する際に、地賃の底上げが進み、ベテラン社員さんと新人社員との賃金格差というのが縮まってくることでベテラン社員さんのモチベーション確保の為、ベースアップ等を含めた賃上げを進める必要があることについて様々な外部資料を用意して説明をし、また材料費等の物価上昇についても前回発注時の状況との細かな比較資料を提出して、その上でようやく価格転嫁した金額が認められたり、満額とはいかないまでも8割で止められたりというような状況であり、粘り強い価格交渉をしてようやくうまく価格転嫁できるかどうかというのが我々の業界の実情のところであります。ですから、これらの点を鑑みまして、今日のところはプラス50円というところから、まず主張させていただきたいと思います。

以上です。

#### ○稻倉部会長

ありがとうございます。業界の景況感、あるいは今取り組まれていることも含めて、ご説明をありがとうございました。

この後の審議方法についてですが、どういたしましょうか。公労、あるいは公使、あるいは労使の方、二者協議を行うことも可能ですが、いかがいたしましょうか。

皆さん、貴重な時間を使って来てくださっているので、なるべくぎゅっと話し合っていただいたほうがいいかなと思いますので。

#### ○■委員（使側）

労側がおっしゃった117円は、255円をどのように計算して算出してきたのですか。

#### ○■委員（労側）

現在255円の開きがある為、これを5年間で埋めていくもので、1年では51円の引上げが必要となります。2020年代までに1,500円を達成しするための金額である地賃の引上げ額66円を合算して117円という金額を算出しております。

#### ○■委員（使側）

すみません、分かりました。

#### ○稻倉部会長

おそらく、いきなり労使ですと、今日は話が進みにくいかと思います。少しでも歩み寄りたいと思いますので、公労、公使別々にというのはいかがでしょうか。お話を伺って、今日はそこで終わりというのがいいかなと思います。

では、公労、公使でお願いします。

[公労、公使の順で二者協議]

#### ○稻倉部会長

お待たせしました。それでは、審議を再開いたします。

では、労側の皆様からいただいた意見を私からお伝えさせていただきます。

まず、使側の意見では蓄電が横ばいだというお話だったんですけれども、蓄電もいろいろな企業、規模の企業があって、好調な企業もあるのではないかということで、中小はどうなっているのかということをもう少し詳しくお聞きしたいという意見がありました。

次に一般機械の話も少し出して、一般機械と電気機械との間に現在32円の差があり、この差を少し埋めていきたいという話もきました。

次に、他県との比較なんすけれども、何年間もかけてやって、電機産業、徳島は少しずつ賃金を上げていただいて、愛媛と同額、香川を上回ることができて、その点はありがたいと思っていますというお話をありました。今後も、この愛媛、四国の他県よりも少し徳島の電機産業ほうが高い賃金にして、他県に負けないような産業にしていきたいというお話もありました。

また高卒の初任給という話が何度も今日は出てきたと思うんですけども、可能であれば、皆さんの肌感覚でもいいんですけど、電機産業の高卒初任給というのがどういった状況であるのか、厳しいのか、それとも上げていくのか、使側の皆さんのはうがたくさん数字をお持ちだと思いますのでお話しできる範囲で、肌感覚でも良いので教えていただきたいとのお話がありました。

続きまして、使側の方からいただいたご意見を私からお伝えいたします。

まず初めに、他県の状況はどうなっているのかという質問があり、事務局から異議審前であることから確定していなものもあるとの前置きがあった上で、北海道プラス67円、埼玉プラス63円、兵庫プラス64円と、3つの県についての状況について報告がありました。

次に、使側の方からお話しいただいたのは、高卒、高校生の取り合いになっているというのが、徳島県内の企業間の話ではなくて、他県の企業と徳島の企業が高校生を取り合っているというような話も出ましたので、高卒の初任給というキーワードが何回か出てきましたけれども、おそらくその周辺にはさらに多くの問題があると思いますので、次回は是非労使間で意見を交換していただきたいと思っています。

また電池業界、いろいろな規模の会社があると思いますけれども、それについても使側の委員の方から、できる限りの情報を次回ご提供いただけるというお話をしました。中小はどうなっているのかという話だったと思うんですが、高校生の初任給も含めてご提供いただける資料はご提供いただいて、議論しやすい環境をつくってくださるということでした。

以上ですが、私がお伝えし忘れていることは何かありますでしょうか。

#### [委員から「なし」の声]

#### ○稻倉部会長

では、この後はよろしいでしょうか。次回にしましょうか。

では、労使双方から本日金額をご提示いただきましたので、確認のために申し上げます。本日の審議において、労使双方のご主張をまとめますと、労側は現在の1,038円に117円を引き上げた金額、使側は1,038円に50円を引き上げた金額ということになっています。今日この時点では隔たりはあるのですが、今日は一旦持ち帰っていただいてご検討いただき、次回、皆様にじっくり話し合っていただいて、歩み寄りを求めると思いますが、本日はそれでよろしいでしょうか。

#### [委員から「なし」の声]

#### ○稻倉部会長

次回は、金額についてさらに労使双方でご検討いただいて、全会一致の結審ができるよう、よろしくお願ひいたします。

事務局から、改めて次回の日程と決定の手続などについてご説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局のほうから説明させていただきます。

次回の専門部会につきましては、10月16日木曜日の15時からの開催予定となっております。会場は、こちらの徳島地方合同庁舎6階、この会場となっております。当専門部会につきましては、全会一致で結審した場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の議決を審議会の議決とするということが第2回の本審で決議されていますので、その場で諮問に対する答申手続を行うこととなります。先ほど部会長からもご説明がありましたとおり、予備日を10月22日、10月23日に設定しておりますが、予備日を用いてもなお、金額に隔たりのある場合につきましては、採決により決めなければならないという場合もございます。その場合、部会報告を取りまとめた上で、本審を開いて審議、採決の上、答申をするということになります。ただ、特定最低賃金に関して、地域別最低賃金と異なり、労使のイニシアチブにより決定されるものとなっておりますので、全会一致が原則となっていることから、現状においては本審の開催日は設定しておりませんので、採決に至った場合は、改めて本審の日程調整を行うものとしております。

以上でございます。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

本日はこれで閉会といたします。

今日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。